

第 1 8 号議案

公益的法人等への東京都台東区職員の派遣等に関する条例
の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 2 月 6 日

提出者 東京都台東区長 生 沼 正 篤
職務代理者副区長

(提案理由)

この案は、職員を派遣することができる団体を削除するため提出します。

公益的法人等への東京都台東区職員の派遣等に関する条例
の一部を改正する条例

公益的法人等への東京都台東区職員の派遣等に関する条例（平成15年12月台東区条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第7号を削る。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。